

ネットワークニュース

発行/苫小牧市消費者被害防止ネットワーク事務局

(苫小牧市市民生活部市民生活課消費生活担当 ☎32-6306)

不用品買取りのはずが貴金属を強引に！

～「押し買い」のトラブルが増えています～

自宅に押しかけ、強引に貴金属などを買い取る「押し買い（訪問購入）」に関する国民生活センターへの相談がここ数年多くなっています（右図参照）。

【特徴的なパターン】

高齢者宅に突然電話がくる→服や皿、本など何でもいから不用品がないかと言って訪問を承諾させる→来訪後、話が違うので断ってもなかなか帰ろうとしない→売りたいと望んでいない貴金属を強引に安く買い取られる

【トラブルに遭わないための注意点】

- ・購入業者から電話がかかってきても、安易に訪問を承諾しない。
 - ・突然訪問してきた購入業者は家に入れない。
 - ・事前に、購入業者の名称、買い取ってもらう物品の対象をしっかりと確認する。
 - ・買取りの勧誘を承諾していない貴金属の売却を迫られたら、きっぱり断る。
 - ・購入業者から交付された書面をしっかりと確認する。
 - ・クーリング・オフ期間内は、購入業者に物品の引渡しを拒むことができる
- ※引渡し拒否の意思表示がなければ、クーリングオフ期間内であっても、第三者に転売されてしまうと返還されない場合があります。



年度別訪問購入相談件数の推移

国民生活センター消費生活相談データベースより
(令和7年5月20日現在)**裏面に Q&A****消費者トラブルで困ったときは 苫小牧市消費者センターへ**

住所：苫小牧市若草町3-3-8 市民活動センター3階

受付：平日8時45分～17時15分

第2・第4金曜日は、20時00分まで（夜間は予約制）

電話：33-6510又は局番なし188

消費者庁 消費者ホットライン188
イメージキャラクター イヤヤン

苫小牧市消費者センターに寄せられた訪問購入に関する相談事例

- Q**：買取業者からの電話で訪問を了承してしまったが、断れるか。
A：少しでも不安があるなら断ってください。もし訪問に対応する場合は、できる限り複数で。
- Q**：土地を購入したいと不動産業者がやってきた。信用できる業者か。
A：個々の事業者の信用性については判断できません。土地代金の妥当性は、専門家に依頼したり複数の事業者から見積を徴取したりして確認してください。
- Q**：高齢の母が不用品を買い取られた。業者の対応が不誠実で相場に見合った金額でもない。クーリングオフしたい。
A：まずは契約者（母）の意思を尊重し、その上でクーリングオフする場合は相談してください。
- Q**：判断力が低下した一人暮らしの父の家に買取業者が訪問しているようだ。何とかならないか。
A：断っているのに再訪問があった場合は、警察に相談してください。そのほか、「訪問販売お断りステッカー」の活用や地区の民生委員などに協力を依頼してみましょう。



『訪問販売お断り』ステッカーを活用してみませんか

北海道消費生活条例では、「**訪問販売お断り**」ステッカーを貼っている家への訪問を禁止しています。

訪問販売による被害を防ぐには、このステッカーを貼ることも一つの方法です。

ご希望の方は、市民生活課又は消費者センターまでご連絡ください。



〔お問合せ〕

苫小牧市市民生活部市民生活課消費生活担当

住 所：若草町3丁目3番8号 市民活動センター3階

電 話：32-6306

